

既存不適合機械等更新支援補助金

労働安全衛生法第42条等に基づく構造規格の改正時に設けられた経過措置により、最新の構造規格の適用が猶予された既存の機械等であって、最新の構造規格に適合しないもの(既存不適合機械等)を所有する中小企業等に対し、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の基準を超える高水準の安全衛生を有する機械等の普及を促進する観点から、当該機械等の改修、買換え等により要する費用の一部に対する補助金を交付します。

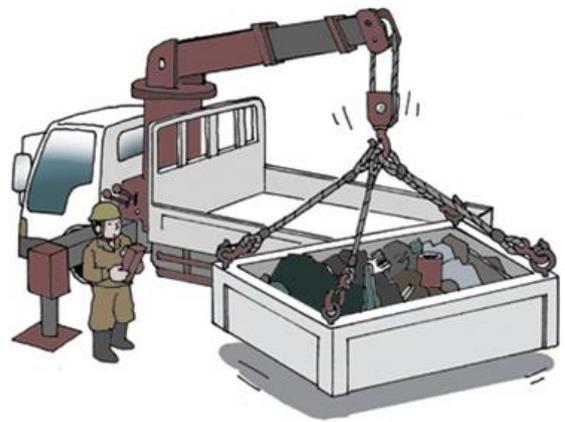
対象となる方

中小企業基本法第2条各号に規定する中小企業者である法人、又は、労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)

支援内容

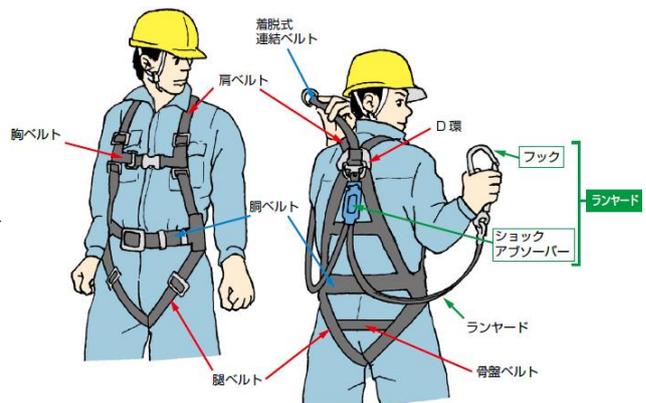
■ 移動式クレーンの過負荷防止装置

- 1 間接補助対象経費:「移動式クレーン構造規格」に適合しない既存の過負荷防止装置(つり上げ荷重が3トン未満のものに限る。)を一定の基準に適合する過負荷防止装置に更新するための改修、買換え等に要する経費
- 2 補助金交付額:間接補助対象経費と基準額(1機あたり20万円)を比較して、少ない方の額の2分の1(複数の過負荷防止装置に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は30万円を上限とする)



■ フルハーネス型墜落制止用器具

- 1 間接補助対象経費:「墜落制止器具の規格」に適合しない既存の安全帯を一定の基準に適合するフルハーネス型墜落制止用器具に更新するための買換え等に要する経費
- 2 補助金交付額:間接補助対象経費(※)と基準額(1本あたり2万5千円)を比較して、少ない方の額の2分の1(複数のフルハーネス型墜落制止用器具に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は50万円を上限とする)



※ 補助対象経費の総額が20万円を下回る場合は申請できません。この場合、複数の申請者を一つにまとめた申請が可能です。

間接補助金の公募の時期、申請先等

この補助金は、平成31年度から交付を開始します。間接補助金となりますので、補助事業者(執行団体)が補助金の公募を行います。補助事業者が決定後、公募の時期や申請方法の詳細をお知らせします。